

スポーツ交流研修センター使用料

※薩摩川内市スポーツ交流研修センター条例（平成２４年条例第３５号）より抜粋

別表（第１０条、第１５条関係）

宿泊室

区分	使用料
シングル（定員１人）	１人当たり１泊につき ３，０００円
ツイン（定員２人）	１人当たり１泊につき ３，０００円
洋室（定員４人）	１人当たり１泊につき ２，５００円
和室（定員１０人）	１人当たり１泊につき ２，０００円

備考

ア 市内の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒（市外から市内の学校に通学する者を含む。）の使用については、上記使用料の４割の額とする。ただし、学校教育活動以外で使用する場合において、構成人員の３分の２以上が市内居住者でないときは、この限りでない。

イ 宿泊室の使用時間は、午後３時から翌日午前１０時までとする。ただし、２日以上継続して使用するときは、中間の時間（午前１０時から午後３時まで）についての使用を許可し、その使用に係る使用料は徴収しない。

附属設備

区分	使用料
トレーニング室（高校生以上）	１人当たり１回につき ２００円
研修室兼食堂	１室当たり１時間につき ３５０円
冷暖房（研修室兼食堂）	１時間につき ３００円
放送設備（研修室兼食堂）	１式当たり１回につき ５００円
ビデオプロジェクター	１式当たり１回につき ５００円

備考

ア 附属設備の使用時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、宿泊者の使用については、宿泊者と協議し定める。

イ 附属設備の使用料は、宿泊者については無料とする。

ウ 使用時間の１時間未満は、１時間とみなす。